

1

情報等

平成 27 年度 問題 56 改

A

個人情報保護法\*に関する次の記述のうち、正しいものの組合せはどれか。

- ア この法律は、行政機関ではない会計検査院には適用されない。
- イ この法律は、行政機関の長等に対し、公的個人認証の方法による安全管理措置を講じるよう義務づけている。
- ウ 個人は成人にならなくとも、行政機関の長等に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することはできる。
- エ 行政機関の長に対し開示請求をする者は、開示にかかる手数料を実費の範囲内で納めなければならない。

- 1 ア・イ
- 2 ア・ウ
- 3 イ・ウ
- 4 イ・エ
- 5 ウ・エ

(注) \* 個人情報の保護に関する法律

## ア × ⇒総合講義 18 頁

個人情報保護法は、適用の対象となる「行政機関」に会計検査院を含めている（個人情報保護法2条8項6号）。

## イ × ⇒総合講義 66 頁

個人情報保護法66条1項は、「行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。」と規定する。公的個人認証の方法による安全管理措置を講じることまで義務づけていない。

## ウ ○ ⇒総合講義 70 頁

個人情報保護法76条1項は、「何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と規定する。なお、同条2項は、「未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（……代理人……）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（……開示請求……）をすることができる。」と規定する。

## エ ○

個人情報保護法89条1項は、「行政機関の長に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手料を納めなければならない。」と規定する。

2

情報等

平成 30 年度 問題 56 改

A

個人情報保護法\*に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 個人情報に一定の措置を講ずることにより、特定の個人を識別することができないように加工し、当該個人情報を復元することができないようにしたものを匿名加工情報という。
- 2 地方公共団体が取り扱う情報には、個人情報保護法の個人情報取扱事業者に関する規定が適用されることはない。
- 3 個人情報保護法の改正において、要配慮個人情報という概念が新たに設けられ、要配慮個人情報を個人情報取扱事業者が取り扱う場合、他の個人情報とは異なる取扱いを受けることになった。
- 4 個人データに関する規定が適用されるのは、個人情報データベース等を構成する個人情報に限られ、個人情報データベース等を構成しない散在する個人情報には適用されない。
- 5 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が報道の用に供する目的であるときや、著述を業として行う者が著述の用に供する目的であるときは、その者は個人情報取扱事業者ではない。

(注) \* 個人情報の保護に関する法律

**1 ○ ⇒総合講義 16 頁**

2015 年（平成 27 年）に個人情報保護法が改正され、新たに「匿名加工情報」という概念が設けられた（個人情報保護法 2 条 6 項）。匿名加工情報とは、個人情報に一定の措置を講ずることにより、特定の個人を識別することができないように加工し、当該個人情報を復元することができないようにしたものを用いる。

**2 ○ ⇒総合講義 24 頁**

地方公共団体は「個人情報取扱事業者」にあたらなことから、地方公共団体が取り扱う情報には、個人情報保護法の個人情報取扱事業者に関する規定が適用されることはない（個人情報保護法 16 条 2 項 2 号）。

**3 ○ ⇒総合講義 14、33、37 頁**

2015 年（平成 27 年）に個人情報保護法が改正され、新たに「要配慮個人情報」という概念が設けられた（個人情報保護法 2 条 3 項）。これにより、要配慮個人情報を個人情報取扱事業者が取り扱う場合、他の個人情報とは異なる取扱いを受けることになった（個人情報保護法 20 条 2 項、27 条 2 項ただし書）。

**4 ○ ⇒総合講義 35 頁以下**

「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいい（個人情報保護法 16 条 3 項）、個人情報保護法には、個人データに関する規定が設けられている（個人情報保護法 22～30 条、57 条 3 項）。

**5 × ⇒総合講義 58 頁**

個人情報取扱事業者等のうち、①放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）について、その個人情報等を取り扱う目的が報道の用に供する目的であるときや、②著述を業として行う者について、著述の用に供する目的であるときは、第 4 章（個人情報取扱事業者の義務等）の規定は適用しないとされている（個人情報保護法 57 条 1 項）。本肢のように「個人情報取扱事業者ではない」とはしていない。